

# インターネット出願を利用される方へ

< 1 >

無料

知財総合支援窓口（栃木県産業振興センター）は、誰でも利用できるインターネット出願用機器を設置しております。これを利用することにより特許出願等のインターネット回線によるオンライン手続きを行うことができます。



1. 次の（１）～（５）までの事前準備をお願いします。

## （１）電子証明を入手して下さい

- 個人の場合は、個人番号（マイナンバー）カードをご準備ください。個人番号（マイナンバー）カードの取得時は、署名用と利用者証明用の２種類の電子証明書を発行申請してください。（個人番号（マイナンバー）カードには、証明書のPin（ICカード内の証明書のパスワード）が、署名用と利用者証明用の２種類あります。）  
（なお、有効期限内であれば、既成の電子証明書読み済み済み住民基本台帳カードでも手続き可能です）
- 法人の場合は、法務省管轄登記所へ申請して、ファイル形式電子証明データを入手して下さい。

※詳しくは、INPIT発行の「インターネット出願ソフト操作マニュアル(インストール環境設定編)」  
[http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/3\\_inet/2\\_manual/](http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/3_inet/2_manual/) を参考にして下さい。

## （２）「識別番号」について次の確認をして下さい。

- 過去に特許庁への出願等を行ったことのある方は、既に「識別番号」が付与されていますので、事前に確認しておいて下さい（新たに登録することはできません）
- 過去に特許庁への出願等を行なった事のない方は、新たに「識別番号」が付与されますので、特に準備することはありません。

## （３）所定手数料等を事前に納付しておいて下さい（原則）。

- 予納の場合は、所定の手数料等を「予納書」により特許庁に納付しておいて下さい。
- 口座振替の場合は、所定の手数料等を口座に振り込んでおいて下さい。
- 電子現金納付の場合は、所定の手数料等を郵便局のペイジーから納付しておいて下さい。

### ※注意事項

- 「予納台帳番号」 / 「口座振替番号」 / 「電子現金納付番号」は事前に確認しておいて下さい。
- 「予納台帳番号」 / 「口座振替番号」は、特許庁に申請して取得することができますが、数週間かかることがありますのでご注意下さい。「電子現金納付番号」は、インターネット出願を利用して直接取得することができます。

※詳しくは、INPIT発行の「インターネット出願ソフト操作マニュアル(インストール環境設定編)」  
[http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/3\\_inet/2\\_manual/](http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/3_inet/2_manual/) を参考にして下さい。

- なお、予納/口座振替での納付は、インターネット出願後でも数日間の猶予が認められています。また、電子現金納付は、インターネット出願の際に「電子現金納付番号」を入手し、インターネット出願後の納付でも数日間の猶予が認められています。

## （４）特許等の出願並びに補正/申請等の各種手続きについては、

**電子出願データと、図・表等の電子イメージデータ（必要な場合）と、を作成して下さい。**

- 電子出願データを、ワープロソフト（Word形式等）で作成して下さい。
- 表及び図面等は、所定の電子イメージデータにして、電子出願データとは別ファイルで、各表並びに各図面ごとに作成して下さい。

※詳しくは、INPIT発行の「インターネット出願ソフト操作マニュアル(書類作成編、付録編)」  
[http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/3\\_inet/2\\_manual/](http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/3_inet/2_manual/) を参考にして下さい。

※注意事項

- 電子出願データは、必ず特許庁の「電子出願ソフトサポートサイト」より、ひな型電子データをダウンロードしてから、ワープロソフト（Word形式等）で作成して下さい。（ネット上にある、発行元不明のひな型電子データなどをダウンロードしてから作成した電子出願データは、インターネット出願ソフトで処理することができませんので、くれぐれもご注意下さい。）
- 電子出願データの、データ形式は標準スタイル/フォントとし、エンコードは日本語（シフトJIS）とし、変更履歴等のワープロ固有の編集機能等は使用しないで下さい。
- 電子出願データには、エクセルの表を貼り付けたものや、ワードの罫線で作成した表は利用できません。
- 電子イメージデータは、出願する種別（特許・実新、意匠、商標）により以下制限があります。

イメージデータ	特許・実新		意匠		商標	
形式	GIF(モノクロ2値) BMP ※容量制限あり JPEG (グレースケール) ※図面代用写真のみ		JPEG(フルカラー) GIF(モノクロ2値) BMP(モノクロ2値)		JPEG(フルカラー) GIF(モノクロ2値) BMP(モノクロ2値)	
図の 大きさ	画素密度	最大ドットサイズ (横×縦)	画素密度	最大ドットサイズ (横×縦)	画素密度	最大ドットサイズ (横×縦)
	200dpi	1338×2007	●JPEG 200dpi	1181×889	●JPEG 200dpi	1181×1181
	300dpi	2007×3011	●GIF,BMP 400dpi	2362×1779	●GIF,BMP 400dpi	2362×2362

- 電子イメージデータのファイル名は、必ず英数文字のみを使用して下さい。（電子イメージデータの読み取りができませんので、漢字/ひらがな/かたかなは使用しないで下さい。）

(5) (4)で作成した電子出願データと電子イメージデータ（必要な場合）をUSBメモリーに保存して下さい。  
 （インターネット出願済みデータの控えを持ち帰る関係からも、USBメモリーにして下さい）  
 なお、USBメモリー内のデータについては、ウイルス感染チェックを行っておいて下さい。

(6) 下記連絡先へインターネット出願用機器の使用申し込みの予約をお願いします。

2. インターネット出願用機器の利用時にご持参頂くもの

- 電子証明（法人の場合はファイル方式電子証明データを書き込んだUSB、個人の場合は電子証明が書き込まれた個人番号（マイナンバー）カード）（パスワードを忘れると手続きできないのでご注意下さい）  
 なお、有効期限内であれば、既成の電子証明書込み済み住民基本台帳カードでも手続き可能です。
- 「識別番号」をお持ちの方は、「識別番号」の控え。
- 所定手数料等の事前納付における所定番号（「予納台帳番号」 / 「口座振替番号」 / 「電子現金納付番号」）の控え。
- 電子出願データ（word形式等）と図・表等の電子イメージデータ（USBメモリーに格納）。

なお、USBメモリー内のデータについては、インターネット出願用機器に接続する際に、ウイルス感染チェックを行います。



連絡先

**知財総合支援窓口**  
 （栃木県産業振興センター 知的財産支援センター）  
 Tel 028-670-2617  
 Fax 028-667-9436